

首都高速道路株式会社

第 1 2 回定時株主総会目的事項

(報告事項)

第 1 2 期（平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料 1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料 2

(決議事項)

議 案 剰余金の処分の件

資料 3

事 業 報 告
〔平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで〕

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に加え、年度末にかけては、企業収益が改善していることを背景に、緩やかな回復基調が続きました。個人消費についても、総じてみれば持ち直しの動きがみられました。

こうした状況の下、当社においては、平成28年4月1日から首都圏の新たな高速道路料金体系へ移行したほか、高速道路事業として、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に効率的に取り組んでまいりました。

当社の利用交通量は、前期比1.6%増の98.3万台/日となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は661,084百万円（前期比114.3%増）、営業利益は5,573百万円（同28.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,212百万円（同66.1%増）となりました。事業の部門別の業績の概要については、次のとおりです。

〔高速道路事業〕

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は横浜北線（横羽線～第三京浜間8.2km）の開通により318.9kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めているところです。ETCの利用率は、平成29年3月平均が94.8%となり、前年同月比1.6%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトの運用、グリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見の各種改善への反映等により、サービス向上に努めてまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、景気の緩やかな回復基調の下、平成28年4月からの首都圏の新たな高速道路料金体系への移行に伴う利用の変化及び平成27年3月に全線開通した中央環状線の引続きのネットワーク整備効果等により、269,463百万円（前期比5.5%増）となりました。

高速道路の新設・改築については、平成29年3月18日に横浜北線（横羽線～第三京浜間8.2km）を開通させるなど、横浜環状北西線や晴海線等5路線18.9kmの整備や、中央環状線機能強化事業として板橋熊野町JCT間改良、堀切小菅JCT間改良、小松川JCTの新設の実施、出入口増設等事業として渋谷入口の整備を行ってまいりました。

また、構造物の耐久性を向上させるため、床版の補強等を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕に加え、長期にわたりネットワークとしての機能を維持し構造物の安全性を確保するための特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）第20条の2で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。）を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、前期比998.4%増の367,398百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は636,959百万円（同120.4%増）となりました。

〔駐車場事業〕

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様がご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の実業を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は3,106百万円（同5.7%増）となりました。

〔受託事業〕

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は18,845百万円（同29.5%増）となりました。

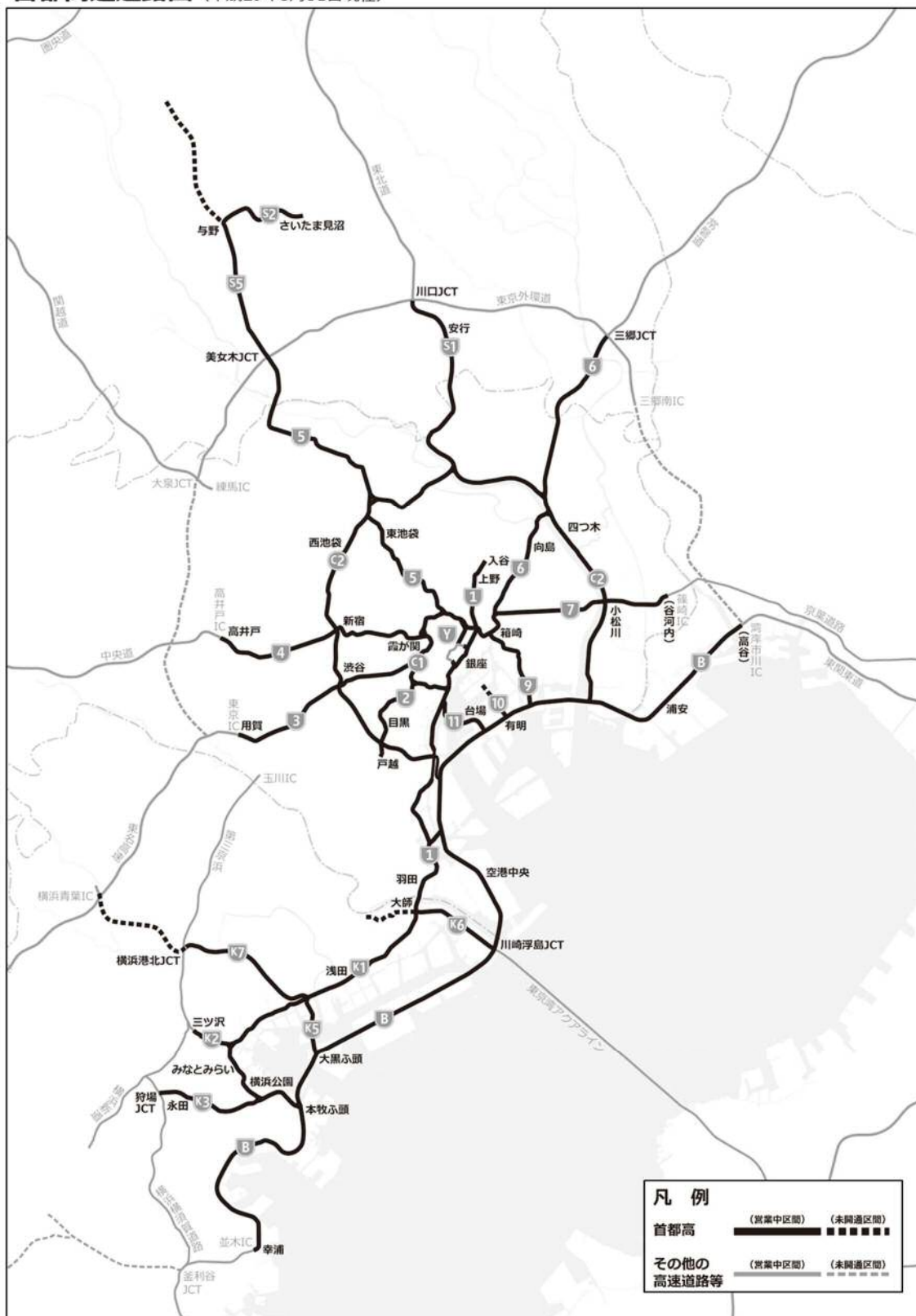
[その他の事業]

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、大黒PAにおいて店舗をリニューアルする等、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下賃貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野JCT付近の利便増進施設、社宅跡地を利用した不動産賃貸施設「トリアス新百合ヶ丘」の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

当連結会計年度の営業収益は2,817百万円（同15.3%増）となりました。

首都高速道路図（平成29年3月31日現在）



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

①無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入)	平成28年7月、11月	352億円

②有利子調達

種 別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
第17回首都高速道路株式会社社債（5年）	平成28年7月	500億円
金融機関からの長期借入金（5年）	平成28年9月	200億円
第18回首都高速道路株式会社社債（5年）	平成28年10月	400億円
金融機関からの長期借入金（5年）	平成28年12月	200億円
第19回首都高速道路株式会社社債（5年）	平成29年2月	340億円
金融機関からの長期借入金（5年）	平成29年3月	180億円
金融機関からの長期借入金（7年）	平成29年3月	65億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は9,900百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 高速道路事業：横浜環状北線の開通に伴う料金徴収施設の新設
- ・ 駐車場事業(都市計画駐車場)：
都市計画駐車場施設（排水設備改修、料金精算機等）の更新
- ・ その他の事業（休憩所）：
加平休憩所等施設の更新

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・ 高速道路事業：晴海線等の料金徴収施設の設計・新設
E T C設備の更新

③当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による滅失
該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第 9 期 平成25年度	第 1 0 期 平成26年度	第 1 1 期 平成27年度	第 1 2 期 平成28年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	316,216	553,310	308,489	661,084
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△)(百万円)	△480	1,806	4,944	8,212
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	△17.78	66.91	183.11	304.15
純資産額(百万円)	39,005	42,694	35,362	47,993
総資産額(百万円)	605,610	517,707	565,673	465,383

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 9 期 平成25年度	第 1 0 期 平成26年度	第 1 1 期 平成27年度	第 1 2 期 平成28年度 当事業年度
営業収益(百万円)	313,345	550,268	305,221	657,479
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△1,631	911	3,946	6,082
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額(△)(円)	△60.42	33.75	146.15	225.28
純資産額(百万円)	33,103	33,579	37,525	43,608
総資産額(百万円)	592,956	504,012	551,483	448,416

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

①会社の経営の基本方針

当社は、総延長318.9km、首都圏の大動脈として、1日平均約98万台のお客様にご利用いただいている首都高速道路の建設、維持、管理に日夜携わっており、多くのお客様に安全・安心で快適なサービスを提供し続けることが当社の最も重要な使命であります。

そのため、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」という基本理念のもと、「お客様第一」、「地域社会との共生」、「社会的責任」、「自立する経営」、「活力あふれる職場」という5つの経営理念を掲げ、首都圏の大動脈である首都高速道路を、24時間365日、より安全に、より円滑に、より快適にお客様にご利用いただけるよう全力を尽くしてまいります。

②中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

中期経営計画（中期経営計画 2015－2017 安全・安心・快適を追求し、いつも首都圏のひと・まち・くらしを支えます）に基づき、以下の事項に取り組んでまいります。

〔高速道路事業〕

構造物の高齢化への対応として、きめ細かな点検により発見した損傷の適切かつ効率的な補修や予防的な対策の実施による構造物の耐久性向上を推進します。

また、長期にわたりネットワークとしての機能を維持するとともに、構造物の安全性を確保するため、特定更新等工事を行います。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正を踏まえた早期道路啓開のための体制強化等の防災対策や道路法（昭和27年法律第180号）違反車両対策の強化を一層推進するとともに、高速7号小松川線高架下火災事故を踏まえた再発防止策を推進します。

首都高ネットワークの整備については、晴海線等の整備を進めるとともに、横浜環状北西線を整備し、平成29年度から新大宮上尾道路（与野～上尾南）事業に着手する等首都圏ネットワーク拡充の一翼を担います。

営業中路線においても、交通集中による局地的な交通渋滞を緩和するため、板橋熊野町JCT間改良等の車線拡幅やLEDライトを用いた上り勾配区間の速度低下対策等の渋滞対策を推進します。

また、走行快適性の向上対策として、舗装補修の確実な実施やノージョイント化の推進、交通安全対策として、事故多発地点における安全対策、自動車の逆走、歩行者等の立入事故の発生防止対策等に取り組んでまいります。

さらに、サービスをより向上させるため、お客様の声に耳を傾け、当社グループの取組みに反映します。

〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路を利用されるお客様や地域の皆様の豊かな生活を創造するため、休憩所事業における快適なP A空間の創造・演出、魅力的なサービス提供や駐車場事業におけるサービスの拡充を図ります。

また、当社グループがこれまでの50年で積み重ねた都市高速道路に関する総合技術力を広く社会に展開するため、高齢化が進行する日本全国の道路インフラに対し、コンサルティング事業やメンテナンス事業を拡大するとともに、アジア諸国等において、道路インフラに関するコンサルティング事業等を展開します。

(10) 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に係る事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設、高速道路の高架下賃貸施設等の運営及び管理並びに技術コンサルティング事業等

(11) 主要な事業所(平成29年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京西局	東京都千代田区
東京西局プロジェクト本部	東京都品川区
東京東局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区

(12) 従業員の状況(平成29年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	対前期比増減
高速道路事業	3, 8 9 8 [4 1 5]	9 0名増 [1 2名減]
受託事業		
駐車場事業	1 0 4 [1 1]	1 8名増 [1 名増]
その他の事業		
全社(共通)	1 5 7 [-]	4名増 [-]
計	4, 1 5 9 [4 2 6]	1 1 2名増 [1 1 名減]

注1：臨時従業員数は、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1, 0 4 7	—	4 4. 1	1 8. 7

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京(株)	90	58.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス神奈川(株)	90	71.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高パトロール(株)	50	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高カー・サポート(株)	20	100.0 (100.0)	高速道路事業(交通管理業務)
首都高技術(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検))
首都高メンテナンス西東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナンス神奈川(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高E T Cメンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(E T C))
首都高機械メンテナンス(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高速道路サービス(株)	90	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高保険サポート(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

(14) 主要な借入先及び借入額(平成29年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
機構	379
(株)みずほ銀行	100
(株)SMBC信託銀行	81
農林中央金庫	72
(株)三井住友銀行	61

(15) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株

(2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株

(3) 当事業年度末の株主数 : 7名

(4) 株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式の総数 に対する持株数の 割合(%)
財務大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	さ さ き しんいち 佐々木 眞一	
代表取締役社長	みやた としたか 宮田 年耕	最高経営責任者兼最高執行責任者
代表取締役	あんどう けんいち 安藤 憲一	
代表取締役	ふじい ひろゆき 藤井 寛行	
取締役	おおにし ひでふみ 大西 英史	
取締役	なかはら じゅん 中原 淳	
監査役（常勤）	おおはし わたる 大橋 亘	
監査役（非常勤）	ねもと ひろし 根本 博	
監査役（非常勤）	はまだ みちよ 浜田 道代	
監査役（非常勤）	ともえ まさお 巴 政雄	

注1：取締役佐々木眞一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

注2：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

注3：取締役渡辺捷昭氏及び代表取締役菅原秀夫氏は、平成28年6月28日辞任いたしました。

(2) 社外役員に関する事項

	佐々木眞一	大橋亘	根本博	浜田道代	巴政雄
①当事業年度における 主な活動状況	別記1	別記1	別記1	別記1	別記1
②社外役員の報酬等の 総額	別記2	別記2	別記2	別記2	別記2

別記1：社外取締役佐々木眞一氏については、当事業年度のうち在任期間中開催の取締役会10回のうち9回に出席し、必要な発言を適宜行っております。社外監査役大橋亘氏、根本博氏及び巴政雄氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役浜田道代氏については、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会13回のうち12回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記2：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	6名	94百万円
監査役	4名	29百万円
計	10名	124百万円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

注2：上記には、平成28年6月28日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬を含んでおります。また、社外取締役1名は無報酬です。なお、平成29年3月31日現在の支給人数は取締役5名、監査役4名です。

注3：上記のほか、平成28年6月28日開催の第11回定時株主総会決議に基づき、退任取締役に対する退職慰労金を次のとおり支給しております。
退任取締役1名 7百万円

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(6) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	6 4 百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	6 4 百万円

注1：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2：監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの相当性等について必要な検討を行い、その内容は適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(7) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法（平成17年法律第86号）第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性、信頼性及び職務執行状況等を総合的に勘案し、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました。（最終改正：平成27年5月21日）

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保するよう努める。監査役は、取締役会に出席すること等により、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役社長を委員長、取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、随時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」（社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成する会議。原則として週1回開催。）は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口へ情報提供を行う手段として「アラームネット」（内部通報制度）を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。
内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。当社の取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的開催する。
なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規則」に基づき、グループ会社においては当該規則を準用してリスク管理を行うとともに、グループ会社において重大なリスクが具現化した場合においては、直ちに当社に報告することとする。
8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置する。
当該使用人は、監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うこととする。
監査役室の使用人の人事異動については、事前に取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

1 0．当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

1 1．当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

グループ会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の者が、グループ会社における業務遂行状況について、適時、当社の監査役に報告するため、「グループ会社社長会」等の体制を確保する。

1 2．当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

1 3．当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に基づき、速やかにその処理を行うこととする。

1 4．その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

(2) 体制の運用状況の概要

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決議を行ったほか、四半期毎の職務執行状況の報告等を行った。
また、「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する事項を報告し、委員間で意見交換を行うことにより、職務執行に係る法令及び定款への適合性を確保するよう努めた。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役会で報告を行っている職務執行状況報告等について、報告資料データを適切に保存するとともに、社内イントラネット上に掲載することにより、常時閲覧提供している。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業の遂行や事務執行等に係るリスクについては、「リスク管理規則」に基づき、「経営上重要なリスク」及び「リスク管理方針」を定め、必要に応じて見直しを行うとともに、当社及びグループ会社におけるリスク管理の実施状況のフォローアップを行った。
入札及び契約に関しては、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」を定期に開催し、その適正化を推進した。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「権限規則」等による職務権限や意思決定ルール明確化、取締役会決議を経て決定している「中期経営計画」及び「年度経営計画」における目標設定、毎月の経営会議での月次報告を通じての主要業績指標レビュー等を実施した。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を活用した各種階層別研修や外部講師によるコンプライアンス講習会を実施した。
また、業務の遂行に伴う不正行為等について、職場における業務の透明性を一層向上させるため、「アラームネット」（内部通報制度）を運営している。
内部監査については定期的の実施し、社員の業務遂行が法令等に則り適正に行われているか等について監査した。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等を定期的に開催し、首都高グループ内での内部統制に係る協議、情報の共有化、指示・要請の伝達、コンプライアンスの徹底等を行った。
7. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規則」に基づき、グループ会社において当該規則を準用して「リスク管理方針」を定めており、当該方針によりリスク管理を行った。
また、当該規則に基づきグループ会社において重大なリスクが具現化した場合には、直ちに当社に報告することとしている。
8. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ会社に対する監査については、定期に実施し、その結果をグループ会社に対して通知した。
内部通報制度については、全てのグループ会社で各々のアラームネットを運用しており、その周知を図っている。

9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室に社内業務に精通した社員を専任で配置し、監査役の指示に従って監査業務の補助を行っている。

なお、監査役室の社員に係る人事異動については、事前に取り締役から監査役への協議を行っている。

10. 当社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

定期的開催する取締役会及び経営会議に監査役が出席した。

また、監査役会に対して、経営会議の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告することとしている。

11. 当社の子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制

定期的開催する当社取締役等とグループ会社の社長からなる首都高グループ社長会等に監査役が出席し、グループ会社の業務執行状況等について報告した。

12. 当社の監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止している。

13. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役監査基準に基づき、当社に対して請求のあったものについて、速やかに処理を行っている。

14. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役を含む各取締役は、定期的に意見交換を行っている。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

ただし、1頁中の利用交通量及びETCの利用率に係る数値、1頁から3頁中の前期比率並びに10頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成29年3月31日

首都高速道路株式会社

(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産

現金及び預金		143,212
高速道路事業営業未収入金		29,337
未収入金		7,280
たな卸資産		
仕掛道路資産	191,437	
貯蔵品	432	
その他のたな卸資産	<u>146</u>	192,016
受託業務前払金		17,240
前払金		2,618
繰延税金資産		1,062
その他		1,514
貸倒引当金		<u>△ 139</u>

流 動 資 産 合 計

394,142

II 固定資産

有形固定資産

建物	15,552	
減価償却累計額	<u>△ 6,994</u>	8,557
構築物	30,133	
減価償却累計額	<u>△ 11,241</u>	18,891
機械及び装置	51,896	
減価償却累計額	<u>△ 33,250</u>	18,645
車両運搬具	5,194	
減価償却累計額	<u>△ 3,500</u>	1,693
工具、器具及び備品	2,986	
減価償却累計額	<u>△ 1,706</u>	1,279
土地		7,782
リース資産	423	
減価償却累計額	<u>△ 141</u>	281
建設仮勘定	<u>4,215</u>	61,348

無形固定資産

リース資産	158	
その他	<u>2,029</u>	2,187

投資その他の資産

投資有価証券	191	
敷金	1,116	
繰延税金資産	6,118	
その他	<u>278</u>	<u>7,705</u>

固 定 資 産 合 計

71,241

資 産 合 計

465,383

負債の部

I 流動負債

高速道路事業営業未払金	70,496
短期借入金	130
一年以内返済予定長期借入金	17,596
リース債務	136
未払金	27,100
未払法人税等	1,638
預り金	326
受託業務前受金	18,424
前受金	83
賞与引当金	1,460
その他	3,360

流動負債合計 140,754

II 固定負債

道路建設関係社債	124,000
道路建設関係長期借入金	93,136
その他の長期借入金	10,405
リース債務	345
役員退職慰労引当金	153
退職給付に係る負債	48,240
その他	354

固定負債合計 276,635

負債合計 417,389

純資産の部

I 株主資本

資本金	13,500
資本剰余金	13,500
利益剰余金	28,820

株主資本合計 55,820

II その他の包括利益累計額

退職給付に係る調整累計額	△ 8,270
その他の包括利益累計額合計	△ 8,270

III 非支配株主持分

443

純資産合計 47,993

負債・純資産合計 465,383

連 結 損 益 計 算 書
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I 営業収益		661,084	
II 営業費用			
道路資産賃借料	188,655		
高速道路等事業管理費及び売上原価	456,232		
販売費及び一般管理費	<u>10,622</u>	<u>655,510</u>	
営業利益			5,573
III 営業外収益			
受取利息	1		
土地物件貸付料	67		
違約金収入	80		
還付加算金	107		
その他	<u>240</u>	496	
IV 営業外費用			
支払利息	50		
リース解約損	28		
回数券ETC付替払戻費用	40		
その他	<u>16</u>	<u>135</u>	
経常利益			5,934
V 特別利益			
固定資産受贈益	475	475	
VI 特別損失			
臨時損失	100		
減損損失	194		
貸倒損失	<u>343</u>	<u>637</u>	
税金等調整前当期純利益			5,772
法人税、住民税及び事業税			2,173
法人税等調整額			<u>△ 4,649</u>
当期純利益			8,247
非支配株主に帰属する当期純利益			<u>35</u>
親会社株主に帰属する当期純利益			<u><u>8,212</u></u>

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

首都高道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	13,500	13,500	20,608	47,608	△ 12,654	△ 12,654	408	35,362
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益			8,212	8,212				8,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					4,383	4,383	35	4,419
当期変動額合計	－	－	8,212	8,212	4,383	4,383	35	12,631
当期末残高	13,500	13,500	28,820	55,820	△ 8,270	△ 8,270	443	47,993

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

- 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	15 社
連結子会社の名称	首都高トールサービス西東京(株) 首都高トールサービス東東京(株) 首都高トールサービス神奈川(株) 首都高パトロール(株) 首都高カー・サポート(株) 首都高技術(株) 首都高メンテナンス西東京(株) 首都高メンテナンス東東京(株) 首都高メンテナンス神奈川(株) 首都高電気メンテナンス(株) 首都高ETCメンテナンス(株) 首都高機械メンテナンス(株) 首都高速道路サービス(株) 首都高保険サポート(株) 首都高パートナーズ(株)
- 2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0 社
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。
- 4 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券(時価のないもの)
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② たな卸資産

仕掛道路資産
個別法による原価法を採用しております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～51 年
構築物	2年～45 年
機械及び装置	1年～17 年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法
 道路建設関係社債発行費
 支出時に償却しております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用の費用処理方法

その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- ③ 収益及び費用の計上基準
 道路資産完成高及び道路資産完成原価
 工事完成基準を適用しております。

工事に係る受託業務収入及び受託業務費用

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

- ④ 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

5 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
 高速道路株式会社(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債124,000百万円の一般担保に供しております。
- 2 保証債務
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務543,645百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。
 なお、当該債務のうち、社債に係る債務271,100百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 3 重畳的債務引受
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が137,174百万円、道路建設関係長期借入金が250,943百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち130,943百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債137,174百万円及び道路建設関係長期借入金120,000百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。
- 4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

- 1 固定資産受贈益
 高速湾岸線南本牧ふ頭出入口の料金徴収施設に係る資産の受贈益 475 百万円
- 2 臨時損失
 社会貢献による医療費助成制度への拠出金 100 百万円

3 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都品川区	遊休資産	建物	158
		構築物	0
		工具、器具及び備品	0
埼玉県川口市	休憩所施設	建設仮勘定	34

当社グループは、高速道路事業固定資産については、首都高速道路全体で自動車交通上密接な関連のある道路網として機能し、独立したキャッシュ・フローを生み出していることから、全体を1つの資産グループとしており、高速道路事業以外の固定資産については、管理単位ごと、遊休資産及び処分予定資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。当連結会計年度において、将来の使用が見込まれない遊休資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(194百万円)として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来の使用が見込まれないことから、使用価値は零として評価しております。

4 貸倒損失

高速5号池袋線タンクローリー火災事故損害賠償請求訴訟の判決により
確定した債権の一部貸倒れによる損失 343 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 27,000 千株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、ETC料金に係るカード会社の未収入金が太宗を占めており、信用リスクは僅少であります。

一時的な余資の運用は当社の社内規則に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債に対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。

なお、当連結会計年度末において、余資の運用は行っておりません。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要な資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられます。

道路建設関係長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当社は、当該借入金が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引受けられるまでの期間に係る支払利息の変動リスクに備えるために、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

その他の長期借入金は、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当該借入については、金利変動リスクに備えるため、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。

また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結すること等により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	143,212	143,212	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	29,337 △ 139		
	29,197	29,197	-
資産計	172,410	172,410	-
(1) 高速道路事業営業未払金	70,496	70,496	-
(2) 道路建設関係社債	124,000	123,869	△ 130
(3) 道路建設関係長期借入金	107,971	107,893	△ 77
(4) その他の長期借入金	13,166	13,168	1
負債計	315,634	315,428	△ 206

(*1)高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 高速道路事業営業未収入金
高速道路事業営業未収入金はすべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金
高速道路事業営業未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 道路建設関係社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	191

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内
現金及び預金	142,758
高速道路事業営業未収入金	29,337
合計	172,095

(注4)社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
道路建設関係社債	-	-	-	-	124,000	-
道路建設関係長期借入金	14,835	694	9,488	27,904	55,000	50
その他の長期借入金	2,761	2,761	1,928	1,928	1,928	1,859
合計	17,596	3,455	11,416	29,832	180,928	1,909

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,761円 11銭
1株当たり当期純利益金額	304円 15銭

(重要な後発事象に関する注記)

厚生年金基金の代行返上

当社は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これにより、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益は15,162百万円増加の見込みであります。

貸 借 対 照 表
平成29年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産			
現金及び預金		134,810	
高速道路事業営業未収入金		29,337	
未収入金		6,842	
仕掛道路資産		191,361	
貯蔵品		228	
受託業務前払金		17,248	
前払金		1,329	
前払費用		215	
繰延税金資産		563	
その他の流動資産		639	
貸倒引当金		<u>△ 139</u>	
流 動 資 産 合 計			382,437
II 固定資産			
i 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	1,305		
構築物	18,402		
機械及び装置	18,677		
車両運搬具	499		
工具、器具及び備品	417		
土地	268		
建設仮勘定	<u>3,520</u>	43,091	
無形固定資産		<u>323</u>	43,415
ii 駐車場事業固定資産			
有形固定資産			
建物	2,348		
構築物	22		
機械及び装置	1		
工具、器具及び備品	6		
建設仮勘定	<u>34</u>	2,412	2,412
iii 休憩所等事業固定資産			
有形固定資産			
建物	100		
構築物	15		
工具、器具及び備品	1		
土地	<u>670</u>	787	
無形固定資産		<u>2</u>	790
iv 高架下事業固定資産			
有形固定資産			
建物	14		
構築物	0		
建設仮勘定	<u>0</u>	14	14
v 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	3,653		
構築物	12		
機械及び装置	2		
車両運搬具	12		
工具、器具及び備品	219		
土地	6,695		
リース資産	227		
建設仮勘定	<u>644</u>	11,468	
無形固定資産			
リース資産	43		
その他	<u>996</u>	<u>1,040</u>	12,508
vi その他の固定資産			
有形固定資産			
土地			0

vii 投資その他の資産			
関係会社株式	1,114		
投資有価証券	161		
敷金	753		
繰延税金資産	4,796		
その他の投資等	12	6,837	
固 定 資 産 合 計		<u>65,978</u>	
資 産 合 計		<u>448,416</u>	
負 債 の 部			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金	83,667		
一年以内返済予定長期借入金	17,596		
リース債務	70		
未払金	17,297		
未払費用	11		
未払法人税等	680		
預り金	214		
受託業務前受金	18,424		
前受金	83		
前受収益	4		
賞与引当金	863		
その他の流動負債	1,370		
流 動 負 債 合 計		140,286	
II 固定負債			
道路建設関係社債	124,000		
道路建設関係長期借入金	93,136		
その他の長期借入金	10,405		
リース債務	228		
退職給付引当金	36,726		
役員退職慰労引当金	25		
固 定 負 債 合 計		<u>264,521</u>	
負 債 合 計		<u>404,807</u>	
純 資 産 の 部			
I 株主資本			
資本金		13,500	
資本剰余金			
資本準備金		13,500	
資 本 剰 余 金 合 計		13,500	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金	8,066		
繰越利益剰余金	8,542	16,608	
利 益 剰 余 金 合 計		16,608	
株 主 資 本 合 計		43,608	
純 資 産 合 計		<u>43,608</u>	
負債・純資産合計		<u>448,416</u>	

損 益 計 算 書
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益			
料金収入	269,463		
道路資産完成高	367,398		
受託業務収入	1		
その他の売上高	95	636,959	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	188,655		
道路資産完成原価	367,398		
管理費用	79,983		
受託業務費用	1	636,038	
高 速 道 路 事 業 営 業 利 益			921
II. 駐車場事業営業損益			
1. 営業収益			
駐車場事業収入	710		
駐車場営業雑収入	410	1,120	
2. 営業費用			
駐車場事業費	921	921	
駐 車 場 事 業 営 業 利 益			199
III. 休憩所等事業営業損益			
1. 営業収益			
休憩所等事業収入	457	457	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	297	297	
休 憩 所 等 事 業 営 業 利 益			159
IV. 高架下事業営業損益			
1. 営業収益			
高架下事業収入	97	97	
2. 営業費用			
高架下事業費	82	82	
高 架 下 事 業 営 業 利 益			14
V. 受託業務事業営業損益			
1. 営業収益			
受託業務収入	18,845	18,845	
2. 営業費用			
受託業務費用	18,506	18,506	
受 託 業 務 事 業 営 業 利 益			338
全 事 業 営 業 利 益			1,632
VI. 営業外収益			
受取利息	0		
有価証券利息	0		
受取配当金	366		
土地物件貸付料	67		
違約金収入	80		
還付加算金	107		
雑収入	161	783	
VII. 営業外費用			
支払利息	43		
回数券ETC付替払戻費用	40		
雑損失	7	91	
経 常 利 益			2,324
VIII. 特別利益			
固定資産受贈益	475	475	
IX. 特別損失			
臨時損失	100		
減損損失	159		
貸倒損失	343	603	
税 引 前 当 期 純 利 益			2,196
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		779	
法 人 税 等 調 整 額		△ 4,666	△ 3,886
当 期 純 利 益			6,082

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	13,500	13,500	13,500	4,368	6,157	10,525	37,525	37,525
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立				3,697	△ 3,697	-	-	-
当期純利益					6,082	6,082	6,082	6,082
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,697	2,385	6,082	6,082	6,082
当期末残高	13,500	13,500	13,500	8,066	8,542	16,608	43,608	43,608

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券(時価のないもの)
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 仕掛道路資産
個別法による原価法を採用しております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - ② 貯蔵品
主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～45年
機械及び装置	1年～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - ③ 過去勤務費用の費用処理方法
その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 5 収益及び費用の計上基準
 - (1) 道路資産完成高及び道路資産完成原価
工事完成基準を適用しております。
 - (2) 工事に係る受託業務収入及び受託業務費用
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

- 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。
- 7 追加情報
繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 担保資産及び担保付債務
高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債124,000百万円の一
般担保に供しております。
- 2 減価償却累計額
有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定
資産45,682百万円、駐車場事業固定資産2,995百万円、休憩所等事業固定資産64百万円、高架下事業固定資産27百万
円、各事業共用固定資産3,176百万円であります。
- 3 保証債務
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、当社が高速道路の新
設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引
き受けられた債務543,645百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負ってしま
す。
なお、当該債務のうち、社債に係る債務271,100百万円(額面)について、当社の総財産を一般担保に供しております。
- 4 重畳的債務引受
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が137,174百万円、道路建設
関係長期借入金が250,943百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち130,943百万円について
は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建
設関係社債137,174百万円及び道路建設関係長期借入金120,000百万円については、重畳的債務引受けがなされた額です。
- 5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 118 百万円
短期金銭債務 13,415 百万円
- 6 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担金
累計額 21 百万円

(損益計算書に関する注記)

- 1 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 1,344 百万円
仕入高 59,340 百万円
営業取引以外の取引による取引高 369 百万円
- 2 固定資産受贈益
高速湾岸線南本牧ふ頭出入口の料金徴収施設に係る資産の
受贈益 475 百万円
- 3 臨時損失
社会貢献による医療費助成制度への拠出金 100 百万円
- 4 減損損失
当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都品川区	遊休資産	各事業共用固定資産	
		建物	158
		構築物	0
		工具、器具及び備品	0

当社は、高速道路事業固定資産については、首都高速道路全体で自動車交通上密接な関連のある道路網として機能し、独
立したキャッシュ・フローを生み出していることから、全体を1つの資産グループとしており、高速道路事業以外の固定資産について
は、管理単位ごと、遊休資産及び処分予定資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。
当事業年度において、将来の使用が見込まれない遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減
損損失(159百万円)として特別損失に計上しております。
なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来の使用が見込まれないことから、使用価値は
零として評価しております。

- 5 貸倒損失
高速5号池袋線タンクローリー火災事故損害賠償請求訴訟の
判決により確定した債権の一部貸倒れによる損失 343 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数 該当なし

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	42 百万円
賞与引当金	266 百万円
退職給付引当金	11,282 百万円
役員退職慰労引当金	7 百万円
未払事業税	207 百万円
その他	614 百万円
繰延税金資産小計	12,422 百万円
評価性引当額	△ 7,062 百万円
繰延税金資産合計	5,359 百万円

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成77年9月30日まで高速道路を借り受けております。
なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります。

1年内	187,754 百万円
1年超	10,749,846 百万円
合計	10,937,600 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	東京都	東京都新宿区	—	東京都行政	(被所有) 直接 26.7%	医療費助成拠出金の支払	医療費助成拠出金の支払(注1)	100	—	—

(注1) 社会貢献による医療費助成拠出金であります。

(注2) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	神奈川県横浜市	5,571,386	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)(注2)	188,655	高速道路事業営業未払金	28,490
						道路資産完成高及び債務引受け	道路資産完成高	367,398	高速道路事業営業未収入金	4,812
							債務引受けに伴う借入金等債務の減少額(注3)	388,117	高速道路事業営業未払金	55
						借入金等の連帯債務	債務保証(注3)	543,645	—	—
						資金の借入	資金の借入(注4)	35,218	道路建設関係長期借入金	37,971

(注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。

(注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と、平成18年3月31日付で締結し、平成28年2月29日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」を、平成29年3月31日付で一部変更しております。なお、これによる当事業年度の道路資産賃借料の支払額の変更はありません。

(注3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(注4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

(注5) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,615 円13銭
1株当たり当期純利益金額	225 円28銭

(重要な後発事象に関する注記)

厚生年金基金の代行返上

当社は、厚生年金基金の代行部分について、平成29年5月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。これにより、翌事業年度の税引前当期純利益は15,162百万円増加の見込みであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 6 月 2 日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 康 晴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 田 裕 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年6月2日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 康 晴	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 田 裕 之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 隆	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第１２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１ 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び平成２８事業年度監査役監査計画に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び局において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並

びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月8日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 大 橋 亘 ⑩

監査役（社外監査役） 根 本 博 ⑩

監査役（社外監査役） 浜 田 道 代 ⑩

監査役（社外監査役） 巴 政 雄 ⑩

議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、当社の自己資本の充実に努めたいと存じます。

よって、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきますたくお願い申し上げます。

なお、高速道路事業に係る当期純利益 5,318 百万円から、建設関係法人厚生年金基金の代行返上に伴う繰延税金資産の計上による利益剰余金の増加額（内、高速道路帰属分）4,428 百万円を控除した 890 百万円を別途積立金として積み立てることとさせていただきたいと存じます。

記

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	890,601,884円
---------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別 途 積 立 金	890,601,884円
-----------	--------------